

平成28年度施政方針

はじめに

平成28年度予算関係議案の審議に先立ち、私の市政運営の基本姿勢について申し上げます。

私にとりまして、平成24年11月に市長という大役を拝してから、市長としての4年の任期も、残すところ1年足らずとなりました。平成28年は、市長任期のまさに仕上げの年であり、初心忘るべからず、その責任の重さを痛感いたしております。

地域再生 「三つの再生」と「二つの課題」

私は、市長就任以来、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、「市役所の再生」、この「三つの再生」に加えまして、「健康都市づくり」、「教育力の向上」の「二つの課題」を行政運営の大きな柱とするともに、「夢をかたち」に「チーム新居浜」を掲げ、ふるさと新居浜の総力を結集して、地域再生への取組を進めてまいりました。

振り返りますと、就任1年目の平成25年度は「再生へのスタートの年」と位置づけ、市民、企業をはじめ最前線で活躍する皆さんの現場の声を広く市政に反映するため、「政策懇談会」を設置し地域再生に着手いたしました。

そして、就任2年目の26年度は「再生への実行の年」として、政策懇談会からいただいた提言をもとに、「新居浜ものづくりブランド」の全国展開や着地型旅行商品の開発などの産業強化のほか、新たな自治会交付金制度の創設や防犯灯LED化事業等、地域再生への具体的施策を実行してまいりました。

さらに、就任3年目の27年度は、「再生への加速の年」と位置づけ、「経済」、「コミュニティ」、「市役所」の「三つの再生」に加え、がん検診の無料化、健康づくりポイント事業やノルディックウォーキング大会の実施のほか、放課後まなび塾や放課後児童クラブの充実など、新たな再生へのテーマである「健康都市づくり」と「教育力の向上」の「二つの課題」についても具体的施策を展開し、さらなる地域再生への取組を進めてまいりました。

施策推進にあたっては、政策懇談会をはじめ、各界各層の皆様との対話を通じて、市民の皆様のお意見や御提言を市政に反映するという、私が目指します

「チーム新居浜」による地域再生への基盤が確実に整ってきたと強く実感いたしております。

地域再生から地方創生へ 「再生から創生への躍進の年」

このように、「三つの再生」と「二つの課題」をテーマとした地域再生への取組を推進していく中、一昨年12月、国においては、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図るため、我が国の人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた今後5か年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。さらに昨年6月には、地方創生の深化と地方や中小企業までその成果をゆきわたらせるローカル・アベノミクスを実現するための「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が示されました。

平成27年は、まさに地方創生元年でありました。本市におきましても、これら国の地方創生への取組を受けまして、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小という最重要課題を克服するため、昨年12月に、本市人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」とその実現に向けた今後5か年の目標や具体的施策を示す「新居浜市総合戦略」を策定いたしました。策定に当たりましては、市民各界、各層の皆様にご参画いただいている「政策懇談会」のほか、産業界、金融機関、労働団体、学識経験者の皆様からなる「地方創生有識者会議」や、市議会特別委員会においてもご審議をいただきました。さらに、広く市民の皆様から地方創生に関する提案を募集するとともに、私自身も各種団体と意見交換をさせていただき、皆様のご意見、ご提言を反映した市民総参加の「新居浜市総合戦略」が策定できましたことに対しまして、厚く感謝を申し上げます。

今後5年間、この総合戦略に基づく施策を確実に実施し成果に結びつけていくことが、新居浜市の将来を大きく左右するといっても過言ではありません。

国の総合戦略は、地方に「しごと」をつくり、その「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が新たな「しごと」を呼び込むこの好循環が「まち」に活力を取り戻す、いわゆる、まち・ひと・しごとの創生により人口減少問題の克服と成長力の確保を実現するという地方創生を目指しております。私は市長就任以来、三つの再生と二つの課題をテーマに掲げ、地域再生への取組を推進してまいりました。私がこれまで実行してきた地域再生の取組と国が目指します地方創生とは、その目的は異なるものではなく、私が実行してきた「経済の再生」は「しごとの創生」に、「コミュニティの再生」は「まちの創生」に、そして

「健康都市づくり」と「教育力の向上」は「ひとの創生」へとつながるものがあります。

私は、来る平成28年度を「再生から創生への躍進の年」と位置づけ、地域再生への取組を総合戦略が目指す地方創生へと深化させてまいります。そして、新居浜市総合戦略に掲げます「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」の実現を目指してまいります。

持続可能なまち 新居浜の推進 「新居浜市人口ビジョン」

本市が目指します地方創生について申し上げます。

まず、「新居浜市人口ビジョン」に示しております本市が目指す四つのまちの将来についてであります。

一番目は、『若い世代の「働きたい」「働き続けたい」を叶える 稼ぐ産業都市』であります。進学、就職等で市外へ出た方が、ふるさと新居浜へ戻って来られるよう雇用の受け皿や、ずっと働き続けたいと思える働きやすい就労環境を確保するとともに、域外から獲得したマネーを地域内循環につなげ、所得、消費の向上につながる稼ぐ「産業都市」を目指します。

二番目は、『「住みたい」「住み続けたい」を叶える 選ばれる定住都市』であります。本市は、豊富な自然環境に恵まれ、住友諸企業、地場中小企業など多くの産業集積があり、救急医療体制や医療施設も充実しています。また、「主婦が幸せに暮らせる街」ランキングでは、全国第9位に選ばれるなど、住みやすいまちとしても評価されています。これら本市の特性・まちの強みをさらに充実させ、対外的に広く情報発信することによって、市外、県外の方が「住みたい」と思える、住んでいる市民がずっと「住み続けたい」と思える、積極的に選ばれる「定住都市」を目指します。

三番目は、『「子どもをもう1人産み、育てたい」を叶える 子たくさん都市』であります。本市の合計特殊出生率1.8は、四国内で最も高くなっています。しかしながら、市民が望む理想の子ども数2.6人とまだまだ開きがあることから、その希望が叶えられるよう出産・子育て支援施策の充実を図り、もう一人産みたい、育てたいと思える「子たくさん都市」を目指します。

四番目は、『中高年の「元気で長生きしたい」を叶える 健康都市』であります。本市の65歳健康寿命は、全国や愛媛県平均と比較して、1年程度短くなっています。この現状を改善し、元気な中高年の方々が、生涯を通して社会や地域

のために活躍できる「健康都市」を目指します。

「産業都市」「定住都市」「子だくさん都市」「健康都市」これら四つのまちづくりを推進し、将来にわたり持続可能なまち 新居浜を築いてまいります。

次に、本市人口の将来展望についてでございます。本市人口は、昭和55年の13万2千人をピークに減少し続けており、このままでは平成42年には10万5千人、平成52年には9万4千人、さらに平成72年には7万5千人まで減少するという厳しい現実が待ち受けています。私は、人口は都市の勢いを示す大きなバロメータであると常々考えております。人口が減少することは、即ちまちに勢いがなくなることです。

少子高齢化の進行に伴い、今後も日本の総人口が減少することは避けては通れません。しかし、この厳しい現実を目の当たりして、座して待つのではなく、あらゆる可能性に挑戦する姿勢が求められています。本市将来人口は、まず、25年後の平成52年まで10万人を維持することを目指します。さらに、45年後の平成72年は、推計人口7万5千人に対して、1万5千人増の9万人を目指してまいります。

そのためには、達成すべき二つの大きな前提条件があります。一つは、人口の自然増減の改善、すなわち出生率を上昇させることであります。現在、四国一の合計特殊出生率1.8を、平成42年には2.0、さらに平成72年には2.3まで上昇させていかねばなりません。

もう一つは、社会増減の改善であります。本市では、長らく市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過の状態が続いています。目標人口を維持するには、15年後の平成42年までに転出者数と転入者数を均衡させなければなりません。

人口の自然増減と社会増減の改善という二つの条件を達成することは、容易な道程ではありません。しかし、これら自然増減と社会増減の改善は、単に総人口の減少を食い止めるだけに留まらず、年少人口、生産年齢人口が将来にわたり安定する人口構造へと変革し、少子高齢化から脱却する軌道を描くことにつながってまいります。持続可能なまち 新居浜を築いていくうえで不可欠なものであり、地域の総力を結集して乗り越えていかなければなりません。

住みたい、住み続けたい あかがねのまちを目指して「新居浜市総合戦略」

次に、本市が目指すまちの将来と人口の将来展望を実現するための具体的取

組、すなわち「新居浜市総合戦略」について申し上げます。

総合戦略では、将来目標人口の達成と「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指して、四つの基本目標を掲げ施策展開を図ってまいります。

基本目標1「新たな雇用を創り出し、地元産業を振興します」

基本目標1では、「ものづくり産業の振興」、「新産業の創出、創業への支援」、「地元産業の振興」、「住友各社との連携強化と企業誘致の促進」の施策を展開し、経済の再生につなげてまいります。特に、新居浜ものづくりブランドをはじめ本市ものづくり企業の販路開拓や新事業展開への取組を、産官学金が連携して支援してまいります。また、大学生等への就職説明会やインターンシップへの支援など、ものづくり人材確保のための取組を進めます。さらに、金融機関等との連携を強化し意欲ある創業に対する支援を充実してまいります。国においては、「地方創生加速化交付金」を含む「一億総活躍社会」実現に向けた緊急対策を柱とする3兆3千億円の補正予算が成立いたしました。この加速化交付金を最大限に活用した施策を実行するための補正予算を、今議会に追加提案する予定といたしております。

基本目標2「居住地・観光地としての魅力を高め、定住人口・交流人口を拡大します」

基本目標2では、「移住・定住の促進」、「交流人口の拡大」の施策を展開してまいります。特に、全国でも初の取組となります企業城下町版C C R Cの導入について、協議検討するための推進協議会を早期に設置し、基本構想の策定に着手してまいります。さらに、新居浜市の魅力を発信するシティプロモーションにも取り組んでまいります。

また、本市発展の礎であります別子銅山近代化産業遺産を活用した観光振興による交流人口の拡大、さらには本市出身者のUターン促進や本市への定住促進に対する取組は、経済の再生のみならずコミュニティの再生にもつながる取組であります。これら、新たな雇用創出や移住・定住を促進することによりまして、将来人口展望の前提条件であります社会増減の改善を図ってまいります。

基本目標3「浜っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに、健康長寿社会を実現します」

基本目標3では、「少子化対策の充実」、「子育て支援の充実」、「健康寿命の延伸」の施策を展開してまいります。少子化対策、子育て支援の充実によりまして、出生率を引き上げ、将来人口展望のもう一つの前提条件であります

自然増減の改善につなげなければなりません。また、健康寿命の延伸は、私が目指します健康都市づくりの大きな命題でもあります。さらに、安心して子育てができるまち、いくつになっても安心して暮らしていくことができるまちを地域が一体となってつくりあげるには、何よりも地域コミュニティの再生が必要です。従来の縦割りの地域づくりではなく、地域に関わる団体が連携し、地域の課題を自ら解決しようとする協議会型の自主組織による持続可能な新たなまちづくりを進めてまいります。

基本目標4「市域を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します」

基本目標4では、「新居浜・西条・四国中央市の三市連携の推進」、「コンパクトなまちづくりの推進」、「住民が主体となったまちづくりの推進」、「安全・安心のまちづくりの推進」、「芸術文化、スポーツの息づくまちづくりの推進」の施策を展開してまいります。特に、三市連携では、新居浜市、西条市、四国中央市の副市長で構成する東予ものづくり連携推進協議会を設立して、三市の情報発信・PR事業等を実施することといたしております。また、合同就職説明会や技術シーズ展示会については西条市と、サイクリングイベントについては四国中央市と連携して実施するなど、政策ごとに三市が連携して地方創生の取組を推進してまいります。

これら四つの基本目標に向かって、地方創生への取組を推進することにより、「ひと」すなわち人材、「しごと」すなわち企業の価値を高めていかなければなりません。さらに、ひと、しごとの価値が高まることは、「まち」すなわち新居浜市の価値を創造するという好循環を生み出し、選ばれる定住都市 新居浜へとつながるものであります。

今一度、市民、企業の皆様がそれぞれのお立場で、自らの価値創造について考え、市民価値、企業価値の向上に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。そして、「チーム新居浜」で一体となって地方創生に取り組むことにより、まちの価値すなわち「新居浜の誇り」を創造していこうではありませんか。

今、まさに 「百尺竿頭に一步を進む」

百尺ある長い竿の最高点、つまり、チーム新居浜の総力で総合戦略を策定するところまで到達することができました。しかし、それに満足することなく、計画成就に向け、事業推進へと歩みを進めていかなければなりません。地方創

生の取組はこれからが本番です。常に弛まぬ努力と向上心を持ち、地方創生を成し遂げ、このふるさと新居浜を未来に継承していかなければなりません。それが私達に与えられた大きな使命であります。

じきょうやまず
「自彊不息」

「自ら努め励み、前進していく」という先人から脈々と引き継いできた新居浜伝統の精神であります。私は、今の新居浜を築き上げたこの精神を、今一度自ら実践し、地方創生を成し遂げてまいります。どうか、地方創生成就の高い志を「チーム新居浜」全員で共有し、ふるさと新居浜の更なる発展と地方創生の実現に向けて挑戦していこうではありませんか。

未来は与えられるものではなく、創るものであります。

志あるところに、必ず道は開かれます。

以上、新年度における市政運営の基本姿勢について申し上げます。

引き続き、主要施策の概要につきまして、第五次新居浜市長期総合計画に掲げる6つのフィールドごとに、順次ご説明申し上げます。

フィールド1 快適交流

最初に、フィールド1 快適交流について申し上げます。

まず、**良好な都市空間の形成**についてでございます。

計画的な土地利用の推進につきましては、人口減少、高齢化社会の到来を見据え、持続可能なコンパクトなまちづくりを目指し、新たに立地適正化計画の策定に着手いたします。用途地域・特定用途制限地域の見直しについては、地域の実情や公共施設の整備状況などを踏まえ、都市計画の変更について検討を行ってまいります。

地籍調査の推進につきましては、業務体制の強化を図るため国土調査課を新設し、庄内町の一部など、人口集中地区（D I D）を実施するとともに、別子山地域の弟地、筏津の一部地区において実施してまいります。

次に、**道路の整備**についてでございます。

広域幹線道路の整備につきましては、「国道11号新居浜バイパス」の船木から東田3丁目、西喜光地町から本郷1丁目、並びに萩生から大生院までの各工区について、引き続き早期整備・供用を要望するとともに、条件整備など側面的な支援を積極的に行ってまいります。

市域内幹線道路の整備につきましては、「上部東西線」の第2工区及び「角野船木線」の第2工区は、引き続き橋梁及び道路工事を進め、特に「角野船木線」は平成28年度の開通を目指してまいります。また、山根公園西側の第4工区においては愛媛県の新田橋架替事業と調整を図りながら拡幅工事を行ってまいります。併せて、「種子川筋線」は用地買収を進め、工事についても順次行ってまいります。

次に、「平形外山線」は、道路整備に先立ち、事業地内の墓地の移転に取り組んでまいります。

県事業として進められております「西町中村線」及び「郷桧の端線」、「新居浜別子山線」、「金子中萩停車場線」につきましては、整備促進を要望してまいります。

生活道路の充実、道路交通安全対策の推進につきましては、昨年度実施いたしました路面性状調査や過去の点検の結果をもとに、傷んだ舗装の計画的な更新や幅員の狭い道路の拡幅改良等を実施するとともに、橋長2m以上5m未満の橋梁についても、引き続き近接目視による点検を実施いたします。

安全で快適な自転車利用環境の創出につきましては、「新居浜市自転車ネットワーク整備基本計画」に基づき、平成28年度から計画的に自転車通行帯のカラー化や路面標示による通行位置の明示を行います。また、愛媛県全域で取り組んでいる「愛媛マルゴト自転車道整備事業」で指定されたサイクリングコースにおいては、県と連携してコースの案内ラインとなるブルーライン等を設置いたします。

次に、**JR新居浜駅周辺の整備**についてでございます。

JR新居浜駅周辺の公共施設整備につきましては、あかがねミュージアムや人の広場、南口広場等の駅周辺の整備が完了したことから、今後も適正な維持管理に努めるとともに、来街者の利便性向上と賑わい創出の取り組みを進めてまいります。

駅南北一体化による新都市拠点の形成につきましては、駅南地区の整備について、市民参画のまちづくりを進めるため、新居浜駅周辺まちづくり協議会をはじめ、多方面からの意見や議論をいただきながら、より具体的な案の検討を進めてまいります。

次に、**安心な住宅の整備**についてでございます。

公営住宅等の整備につきましては、「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に

に基づき、平成28年度からの2か年計画で治良丸南団地の建替に着手いたします。28年度は、鉄筋コンクリート造3階建ての南棟及び、木造平屋建ての団地集会所等の整備を進めてまいります。

住宅及び住環境の整備につきましては、松原団地6-3号棟などの耐震2次診断、松原団地5-3号棟などの耐震改修工事を行ってまいります。

住宅・住環境の防災性の向上につきましては、大地震の際、倒壊するおそれがある住宅への民間木造住宅耐震改修工事への補助を通じて耐震化の促進を図るとともに、新たにより利用しやすい耐震診断補助制度を導入し、住宅の耐震化への啓発を進めてまいります。

また、老朽空き家の適正管理につきましては、建築指導課に空き家対策班を新設し、空家等対策計画の策定に着手いたします。さらに、老朽化が進行している特定老朽危険空家等の除却経費に対する一部助成を新たに実施し、地域の安全確保と住環境の向上に努めてまいります。

次に、**公園・緑地の整備**についてでございます。

既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実につきましては、「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具や休憩施設、トイレ等の効率的な施設更新や維持管理を行い、特に黒島海浜公園においてはスケートパークを中心とした再整備を行います。

公園・緑地整備の推進につきましては、引き続き、神郷公園の整備を進め、公共下水道事業との調整を図りながら、平成28年度の完成を目指してまいります。

総合運動公園整備の推進につきましては、平成26年度に実施いたしました「総合運動公園候補地検討業務」を踏まえ、施設内容や規模、さらには中長期的な整備計画等を盛り込んだ総合運動公園構想の策定に取り組んでまいります。

次に、**港湾の整備**についてでございます。

物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備につきましては、新居浜港における港湾施設の利便性の向上、物流コストの低減、防災安全対策の推進等、地域の発展に向けた港湾政策を実施していくため、関係機関や企業等との協議及び調査を進めてまいります。

大規模地震対策施設の整備につきましては、地域防災計画に基づき緊急輸送道路としての機能を確保するため、新たに臨港道路垣生線の橋梁の耐震補強等を進めてまいります。

港湾・海岸保全施設の適切な管理と長寿命化につきましては、港湾施設の維持管理計画に基づく定期点検を実施すると共に、老朽化した防舷材などを改良し施設の安全性や長寿命化に努めます。

また、劣化や老朽化が進んでいる海岸保全施設については、新たに維持管理計画の策定に着手し、計画的かつ適切な管理に努めてまいります。

フィールド2 環境調和

次に、フィールド2 環境調和について、申し上げます。

まず、地球環境の保全についてでございます。

地球温暖化防止対策の推進につきましては、新居浜市独自の環境マネジメントシステム（ニームス）の充実を図り、環境基本計画、環境保全行動計画、省エネ法への対応活動の進行管理を行うとともに、環境負荷低減の組織体制強化に努めてまいります。

また、地球温暖化防止、自然エネルギー利用への意識啓発と促進のため、引き続き太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池の設置に対する補助を実施いたします。

地球環境問題の意識啓発の充実につきましては、「にいほま環境市民会議」を基盤とし、市民、事業者、行政が協働で環境保全活動を推進するとともに、意識啓発と人材の育成に努めてまいります。

環境学習・環境教育の推進につきましては、「新居浜市地球高温化対策地域協議会」や「にいほま環境市民会議」と連携し、エコポイント制度の充実や環境政策の推進を図りながら、環境学習を通じ、市民に環境について考える機会を提供してまいります。

次に、生活環境の保全についてでございます。

公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業に加えて、合併処理浄化槽設置整備事業を実施するとともに、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、新たに単独浄化槽の撤去費用についても補助対象といたします。

葬祭施設等の適正な管理の推進につきましては、平尾墓園内の合葬式納骨施設を適正に管理するとともに、平尾墓園の空き区画については、引き続き一般公募を行います。また、平尾墓園の適正管理のため、管理体制を整えながら、管理料の再徴収に必要な管理料徴収システム等の検討をしてまいります。真光寺、土ケ

谷、黒岩の3墓地については、返還区画の再使用に向け、区画の整備方針を決定いたします。

次に、**ごみ減量の推進**についてでございます。

ごみの減量と3Rの推進につきましては、ごみ分別の定着と古紙や缶など資源ごみの集団回収等を推進し、市民の3R活動を支援してまいります。

また、多くの市民が生ごみのたい肥化に取り組めるよう、「にいほま環境市民会議」と連携して、段ボールコンポストの普及を図るため、講習会を開催するとともに、その他の生ごみ処理容器についても、設置に対する補助を行うなど減量施策を推進してまいります。

地域環境美化活動の推進につきましては、まち美化推進事業の継続的な啓発、広報活動の充実を図るとともに、環境美化推進員の積極的な活動の推進、不法投棄パトロールや放置自動車の処理についての取組を進めてまいります。

廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進につきましては、清掃センターについては、施設の延命化を図るため、基幹的設備改良工事を円滑に進めてまいります。

衛生センターについては、公共下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥の処理量が減少していることから、公共下水道、し尿・浄化槽汚泥の処理を一元化し、汚水処理全般の効率化を図るため、新たに下水処理場における汚水共同処理の導入に向けた計画設計を行ってまいります。

次に、**下水道施設の整備**についてでございます。

下水道普及率の向上につきましては、汚水の管渠整備として、公共下水道事業計画区域の拡大により、新たに処理区域に含まれた中筋や郷地区などで、汚水幹線や枝線の整備を進めるとともに、面整備として北内・宮原・郷地区などで整備を行い、平成28年度末の人口普及率61.7%を目指してまいります。

また、公共下水道の普及促進と下水道事業の経営健全化を図るため、未水洗の家庭を訪問し、水洗化率の向上に努めるなど、使用料収入等の増加に努めます。

下水道施設の維持管理・改築更新につきましては、下水処理場において平成28年度から2か年計画で汚水ポンプ設備の改築更新工事と機械棟の耐震診断及び管理棟の耐震補強設計を行うほか、既設の汚水幹線で現在の耐震基準を満たさない重要な管渠について、耐震化工事に向けた設計を進めるとともに、江の口雨水ポンプ場につきましては、長寿命化計画に基づいた機械や電気設備の改築更新を実施いたします。

また、経営状況や資産の状況等がより明確になる公営企業会計の導入に向け、国のマニュアル等を参考に資産調査等を行ってまいります。

防災の充実につきましては、台風や集中豪雨による浸水を防止し、安全・安心な生活環境を実現するため、江の口・宇高などの雨水幹線整備を進めるとともに、面整備として、松神子・一宮町などで整備を行ってまいります。

また、急傾斜地崩壊対策事業の促進について、引き続き愛媛県に要望してまいります。

次に、**安心で安全な水道事業の推進**についてでございます。

安心で安全な給水の確保につきましては、水道施設監視システム、自動水質測定装置、監視カメラ等を適正に運用することにより、安心で安全な給水に努めてまいります。

上水道の安定供給につきましては、平成27年度に中間見直しを行った「新居浜市水道ビジョン」、管路更新・耐震化計画及び応急給水計画に基づき、効率的な老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能の強化及び整備を行ってまいります。

また、上部地区においては、新山根配水池からの給水区域を順次拡大するとともに、川西給水区においては、滝の宮送水場の改築更新工事に着手し、金子山配水池の更新計画を推進してまいります。

水道事業の経営基盤の強化につきましては、「水道ビジョン」に基づき、効率的な資金運用を行い、適切な事業活動を推進してまいります。

また、瀬戸寿上水道問題につきましては、市関係者と瀬戸寿上水道組合との協議を重ねるとともに組合員のご意見もお伺いしながら、早期の市水道との統合に向け、取組を進めてまいります。

工業用水道の安定供給につきましては、老朽化した施設の耐震化を含めた対応が必要なことから、「工業用水道施設の更新事業に関する基本計画」に基づき、配水池の耐震補強工事を実施するなど、更新事業を計画的に推進してまいります。

フィールド3 経済活力

次に、フィールド3 経済活力について、申し上げます。

まず、**工業の振興**についてでございます。

地域経済に大きな影響があります住友諸企業との連携強化を引き続き図って

まいりますとともに、平成27年度見直しました「新居浜市ものづくり産業振興ビジョン」に基づき、各種団体と連携を図り、本市の地場産業であるものづくり企業が持続可能な経営基盤を発展させ、グローバル社会等を勝ち抜く競争力を持ち、新たな経済環境に対応できる企業経営が図られるよう取り組んでまいります。

新事業展開の促進、支援体制の強化・拡充につきましては、「中小企業新事業展開支援事業」や各種融資制度、中小企業振興条例等を活用し、中小企業の新事業展開や既存事業の拡大、産学官金連携等のビジネスコーディネート支援を進めてまいりますとともに、平成27年度に認定を受けました産業競争力強化法に基づく新居浜市創業支援計画の着実な実施を図ってまいります。特に、25年度から実施しております「ものづくりブランド創出・支援等事業」では、県内外の大手製造メーカーとのマッチングや大型展示会への出展を通じた販路開拓を強力に推進し、認定企業の実需につながる取組を積極的に支援してまいります。また、平成27年度に設置いたしました「新居浜市水素社会推進協議会」において、水素関連技術に取り組む地域産業の振興、低炭素社会を構築すべき地域振興の検討を引き続き行ってまいります。

さらに、新たに本市中小企業が持つ技術を圏域の大手企業に紹介するためのシーズ展示会事業を開催するなど、愛媛県とも連携しながら、ものづくり産業の集積地である本市の特色を、全国へ向け情報発信するほか、ものづくり企業の経営基盤の強化を目指したカイゼン活動を支援するため、「中小・中堅企業経営力改善事業」を実施し、収益性の向上を図ってまいります。

産業を支える人づくりにつきましては、次世代の人材育成のため、小学生から高校生及び新居浜高等技術専門校生を対象に、「ものづくり人材育成推進事業」を実施し、ものづくり意識の醸成を図ってまいりますとともに、明確な職業観を持った人材を輩出するため、インターンシップやキャリアアップ教育の推進に努めてまいります。さらに、優れた技術・技能を持った人材をものづくりマイスターとして認定する「新居浜市ものづくりマイスター認定制度」を創設し、高度技能の顕彰を進めるとともに、高度技術者からの技術伝承に役立ててまいります。また、本市産業の中核を担う製造現場で働く人達に脚光をあて、ものづくりのすばらしさをアピールする「製造業イメージアップ事業」を新たに実施いたします。

企業誘致及び立地の促進につきましては、企業立地促進条例を活用すること

により、新規企業の立地、既存企業の新規投資の促進に努め、さらなる産業振興と雇用の拡大に取り組んでまいります。また、観音原地区の内陸型工業用地の造成については、第1工区に引き続き、第2工区の整備を進め、企業立地及び企業留置に努めてまいります。

次に、**商業の振興**についてでございます。

にぎわいと魅力あふれる商店街の形成につきましては、夏まつりやはまさい、さんさん産直市など商店街イベントを引き続き支援していくとともに、新居浜商工会議所、新居浜商店街連盟及び新居浜市の三者で構成する新居浜市まちづくり協議会において、銅夢にいはまの有効活用を含めた中心商店街の活性化策について、引き続き、検討・協議してまいります。

経営・販売促進への支援につきましては、経営相談や融資制度、中小企業振興条例による助成制度の活用を図るとともに、新たに創業・起業に対する支援を行ってまいります。

次に、**農業の振興**についてでございます。

農産物の地産地消の推進につきましては、生産者の顔が見え、新鮮で安全・安心な地元農産物の消費拡大に繋がるよう、地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」と「いただきます！今日もおいしい新居浜産」の標語を活用し、新居浜産農畜産物のPRに努めるとともに、「新居浜市地産地消協力店認定制度」のさらなる周知を図ってまいります。また、JA新居浜市が実施する野菜ハウス設置事業及び新居浜市食生活改善推進協議会が実施する食生活改善・食育推進による新居浜産農産物の消費拡大事業への支援を行うことにより、地域農産物の消費拡大を図ってまいります。

農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進につきましては、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会を中心に市内の各猟友会等と連携しながら、イノシシ等の有害鳥獣捕獲に努めるとともに、箱わなの設置による農作物等への被害防止、減災に取り組んでまいります。また、「人・農地プラン」に基づく担い手への農地集積に取り組んでまいります。

次に、**林業の振興**についてでございます。

環境保全とふれあいの森林づくりにつきましては、地域における持続的な林業経営、健全な森林管理体制の確立、地域材の利用拡大を図るため、施業の集約化・路網整備の推進を行い、木質バイオマスの利用など、間伐材等の有効利用を促進し、健全な森林づくりへの支援を行ってまいります。

林業生産基盤の整備につきましては、別子山地域に有する市有林約1,600haについて、効率的な経済林と環境林の線引きに基づく適切な路網整備等に関する整備計画を新たに策定のうえ、経済林の有効活用を進めてまいります。

次に、水産業の振興についてでございます。

漁業生産基盤の整備につきましては、漁港施設機能保全事業により、老朽化した漁港施設について、機能保全計画に基づく保全工事を行い、施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化、縮減に努めてまいります。

漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援につきましては、漁業協同組合所有の漁業関連施設の更新、修繕に際して、費用の一部を補助し、漁業者の就労環境の整備を行います。

水産物の高付加価値化の推進につきましては、漁業者による、新居浜産の未利用魚を利用し、食育や新たな商品を開発する六次産業化の取組に対して支援を行ってまいります。

次に、観光・物産の振興についてでございます。

観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実につきましては、引き続き四国中央市と共同でサイクリングイベント等を開催することにより「別子・翠波はな街道」などの広域観光の充実を努めてまいりますほか、東予東部三市が連携しながら広域観光の宣伝を推進し、交流人口の拡大を図ってまいります。施設整備といたしましては、「森林公園ゆらぎの森」の老朽化している設備の更新を行ってまいります。

また、着地型旅行商品「別子銅山ハイランドプラン」を核とする観光ルートの確立を図り、広瀬歴史記念館やあかがねミュージアムなど市内の観光関連施設との連携を強化してまいります。

さらには、外国人留学生を対象としたモニターツアーの開催などにより、本市の観光資源を国外にも発信できるよう、インバウンドへの対応について新たに取り組んでまいります。

近代化産業遺産を活用した観光の振興につきましては、平成15年11月に銅婚の里に位置付けているマイントピア別子を中心とした銅婚式ツアーの開催等や近代化産業遺産を巡る周遊プランの造成、SNSや紙媒体を通じた観光情報発信など、別子銅山近代化産業遺産や別子銅山関連施設をPRしてまいりますほか、「第9回産業観光まちづくり大賞」経済産業大臣賞を受賞した都市として、産業観光の推進に努めてまいります。

また、旧筏津坑がある旧別子観光センター跡地につきましては、適切な維持管理を行い、市としての利活用方針を定め、地域住民の意見も伺いながら、整備について検討いたしてまいります。

太鼓祭りを活用した観光の振興につきましては、新居浜市太鼓祭り推進委員会や新居浜警察署と協力しながら、まずは事故のない楽しい秋祭りの実現に努めてまいります。また、本市の伝統民俗文化行事であります「新居浜太鼓祭り」を、広く知っていただくための魅力発信に取り組んでまいりますとともに、新居浜市太鼓祭り推進委員会の事業と連携し、観光客の受入体制の充実に努めてまいります。

新居浜ブランドの育成・拡大につきましては、東京や大阪といった大都市での物産展の開催を支援し、本市の地場製品の紹介宣伝、販路拡大を目指してまいります。また、食を通じた観光宣伝にも取り組み、新居浜ブランドの創出につなげてまいります。

ホスピタリティの向上と人材育成につきましては、計画的に観光案内板等の整備充実に努めていくほか、引き続きマイントピア別子東平ゾーンの繁忙期における市道河又東平線での交通整理に取り組むとともに、車両通行の円滑化を推進するため交通規制についても検討してまいります。

また、とっておきの新居浜検定事業や「新居浜観光ガイドの会」によるガイド事業など、郷土愛やおもてなしの心を醸成し、観光客に喜んでいただける取り組みを引き続き支援してまいります。

マイントピア別子への誘客促進につきましては、本年4月に温浴施設と子供用遊戯施設を備えた観光交流施設がリニューアルオープンをいたしますことから、指定管理者となります株式会社マイントピア別子と連携を図りながら、さらなる誘客促進に努めてまいります。

次に、**運輸交通体系の整備**についてでございます。

公共交通の拡充整備につきましては、引き続き安定した別子山地域バスの運行及び市営渡海船の運航に取り組むとともに、生活バス路線に対する運行支援を行ってまいります。

また、バス交通空白地域を解消するため運行しておりますデマンドタクシー（愛称「おでかけタクシー」）につきましては、利用者は順調に推移いたしておりますが、今後におきましても、利用者の声をお聞きしながら運行を継続してまいります。

次に、**雇用環境の整備・充実**についてでございます。

雇用対策につきましては、現下の厳しい雇用環境を踏まえ、市内企業の情報発信に努め、市内に加えて、新たに西条市と連携して、松山市での合同企業説明会の開催を行ってまいります。

また、中小企業が行うインターシップに参加する大学生等への負担軽減を狙い、補助制度を創設するとともに、新居浜工業高校や新居浜高等技術専門校とも引き続き連携を図り、インターンシップの実施など積極的な支援に努めてまいります。さらに、企業の採用担当者の採用力強化のための研修を行うなど、雇用の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

働きやすい環境づくりにつきましては、高齢者に働く場を提供するシルバー人材センター事業への支援を引き続き行うとともに、女性が活躍できる環境づくりを推進するため、女性更衣室やトイレ整備に対し、新たに支援を行ってまいります。

フィールド4 健康福祉

次に、フィールド4 健康福祉について、申し上げます。

まず、**健康づくりと医療体制の充実**についてでございます。

地域と一体となった健康づくりにつきましては、「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康都市づくり推進員等と協力し、「ウォーキング推進事業」や「健康づくりポイント事業」等を実施し、地域と一体となった健康づくり活動に取り組んでまいります。また、食生活改善推進協議会等の地区組織や各種団体と協働して、食育推進計画に基づいた食育の推進に取り組んでまいります。

母子保健対策の推進につきましては、妊娠期、乳幼児期の健診や健康相談等を実施し、継続した母子の健康増進に努めるとともに、発達に課題のある子どもや保護者に対しては、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行ってまいります。

また、妊婦健診の助成による経済的負担の軽減及び健康管理の充実を図るとともに、一般不妊治療や特定不妊治療費の補助等の支援を行ってまいります。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療につきましては、がん検診の自己負担無料化による受診しやすい体制づくり及び効果的な受診啓発を行い、がん検診の受診率向上に努め、早期発見によるがんの死亡者数の減少に取り組んでまいります。また、健康相談・健康教育を実施し、生活習慣病予防を推進してま

います。

感染症対策の推進につきましては、感染症の予防対策として、市民への迅速な情報提供を行うとともに、感染症の蔓延を防ぐために予防接種法に基づく各種の予防接種を実施してまいります。

救急体制の維持・強化と地域医療の確保につきましては、在宅当番医制並びに休日夜間急患センターにおける休日診療、夜間診療及び小児深夜帯診療を継続するとともに、日曜日夜間の小児診療時間を拡大し、緊急時の医療体制の確保を図ってまいります。

また、現在の医療体制を維持するために、適切な受診について市民への啓発に努めるとともに、効果的な医師確保策を検討してまいります。

へき地医療につきましては、引き続き大島地区、別子山地区の診療所運営を実施してまいります。

次に、**地域福祉の充実**についてでございます。

地域福祉意識の啓発と推進体制の充実につきましては、地域活動へ住民参加を促すための広報活動や生き生きしあわせフェスティバルなどの、イベントや行事を充実させ、福祉のまちづくりを推進してまいります。

また、「新居浜市地域福祉推進計画2011」に基づき、地域における共助の領域を拡大、強化することにより、地域で暮らす人たちの生活課題の解決に取り組んでまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体、自治会など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政を含めて協働して問題解決を図ることのできる機能的で重層的な体制づくりを推進してまいります。

次に、**児童福祉の充実**についてでございます。

多様な保育ニーズへの対応につきましては、平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度へ適切に対応し、27年度に実施園を拡充した一時預かり事業や障害児保育の充実等、多様化した保育ニーズに対応するため、事業量の見込みに基づく量的拡大と質的改善を図ってまいります。

子育て支援の充実と連携につきましては、子育て支援に関する窓口の一元化を図り、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、引き続きファミリー・サポート・センターを運営いたします。

また、病児や緊急な預かり等に対応するため、引き続き病児・病後児保育を

実施するとともに、医療関係機関との連携体制を整備いたします。また、産前・産後などに、家事や育児などが困難な家庭にヘルパーを派遣し、必要な援助を行うとともに、子ども医療費助成の中学卒業までの拡充や第2子目の保育料軽減の要件緩和などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子どもと親の交流の場づくりにつきましては、子育ての不安感等を緩和するため、子育て親子の交流の場として地域子育て支援拠点を設置し、地域における子育て支援機能の充実・強化を図るとともに、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援を行ってまいります。

次に、障がい者福祉の充実についてでございます。

障がい者への理解と社会参加の促進につきましては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が持つ能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援し、一人ひとりの状態や状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう支援を行ってまいります。

また、障がい者の就労支援や相談支援を強化するなど、障がい者（児）がともに社会で生きていける地域社会の構築に向けて、障がい者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

さらに、公共施設の障がい者等専用駐車場の複合マークへの改修を計画的に実施してまいります。

障がい福祉サービスの充実につきましては、重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るため、医療費助成を継続するとともに、社会参加促進のため、タクシー利用助成事業を実施してまいります。また、障がい者団体に対する支援を継続するほか、必要な障がい福祉サービスが利用できるよう各種サービスの基盤整備を行うとともに、障がい者への事業所情報の提供の充実を図ってまいります。

障がい者の就労支援につきましては、障がい者の就労を促進するため、障害者総合支援法による就労移行支援事業や就労継続支援事業の実施を促進するとともに、新居浜市障がい者自立支援協議会内に創設された「はたらく部会」で就労に関する課題等を協議し、雇用の促進につなげてまいります。

また、障害者優先調達推進法に基づき、市で物品やサービスを調達する際には、障がい者就労施設等から優先的・積極的に行うこととし、障がい者の工賃向上及び経済的な基盤の確立を目指してまいります。

障がい児通所サービスの充実につきましては、障がいのある子どもが身近な

地域や家庭で生活ができるよう、障がい児通所支援の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保に努めてまいります。

次に、**高齢者福祉の充実**についてでございます。

住み慣れた地域での生活支援につきましては、介護あるいは支援が必要になったり、認知症などになっても、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み、在宅支援体制の充実を図ってまいります。

介護予防の充実につきましては、効果的な介護予防の実施と普及啓発に向け、魅力ある介護予防プログラムの活用及び普及、ボランティアの育成、自主的な地区組織活動支援を一体的に取り組みでまいります。また、自治会館等の活用による送迎に頼らない高齢者の通いの場づくりを進めるとともに、要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者については、相談窓口等で適切に把握し、介護予防事業につなげることで機能低下の防止に努めてまいります。

また、介護保険制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備として、協議体の設置や、資源開発、ネットワーク構築を担う生活支援コーディネーターの配置を検討し、介護予防・生活支援サービスの体制整備を進めてまいります。

適切で効果的な介護サービスの充実につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めてまいります。

共に生き支えあう地域ネットワークの充実につきましては、高齢者の社会参加と地域の助け合い・支え合い活動を推進し、各小学校区で構築されている地域ケアネットワークを通じ、高齢者が在宅で安心して生活できるための支援を行ってまいります。

また、認知症に関する啓発事業を推進し、協力機関による認知症高齢者見守りSOSネットワークを構築することで、徘徊高齢者等の生命・身体の安全と家族等への支援を図ってまいります。

さらに、老人クラブや自治会など地域での高齢者活動やシルバーボランティア活動をサポートし、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進により、高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくりを構築いたします。

次に、**社会保障の充実**についてでございます。

生活の安定と自立に向けた支援につきましては、生活困窮者の最低限度の生活を保持するため、必要な経済的援助と自立・就労支援を行うとともに、医療扶助の適正化や不正受給対策を徹底し、適正な生活保護の実施を図ってまいります。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、相談支援事業などを実施してまいります。

介護保険制度の円滑な運営につきましては、介護認定調査水準の向上、介護認定審査会の判定理由明確化、介護相談員等の活用や事業所指導・監査の実施により、介護給付適正化の推進を図ってまいります。

国民健康保険事業の健全な運営につきましては、保険料の徴収率向上等の歳入確保に努めるとともに、特定健診等の健康づくりやジェネリック医薬品の普及など医療費の適正化を推進し、また、国保の財政状況等の情報を適切に周知・提供するなど、国民健康保険事業の健全な運営を行ってまいります。

フィールド5 教育文化

次に、フィールド5 教育文化について、申し上げます。

まず、**学習活動の充実**についてでございます。

生涯学習機会の内容充実につきましては、生涯学習のまちづくりの推進を図るため、大学、高専等の高等教育機関と連携し、生涯学習センター等の学習プログラムの充実を図ってまいります。

生涯学習関連施設・機能の充実につきましては、金栄小学校及び金子小学校の運動場照明設備を更新いたします。また、角野公民館の耐震補強工事及びトイレの改修・新設を行うほか、調理室のエアコン設置につきましても順次取り組んでまいります。

図書館機能の充実につきましては、市民の自主性、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会の提供、ロビー展などの図書館行事の充実、移動図書館の運営、ブックスタート実施事業等により他の関係機関とも連携しながら利用促進を図ってまいります。

次に、**地域づくりの推進**についてでございます。

地域課題を解決する住民活動の推進につきましては、公民館・交流センターにおいて、今後も地域住民の主体性を尊重した活動を推進するとともに、各校

区の地域課題の実態を踏まえ、解決に向けて、地域教育力向上プロジェクト推進事業を実施し、社会・地域の要請に応える、役に立つ社会教育事業を推進してまいります。

郷土愛を育むための活動の推進につきましては、多喜浜塩田等の地域資源を学ぶ学習機会を提供するほか、子どもたちに様々な体験活動を提供する「こども夢未来事業」を推進してまいります。

次に、家庭、地域の教育力の向上についてでございます。

学社融合の推進につきましては、学校支援地域本部事業の定着を図り、地域で子どもたちを育てるとともに、子ども見守り隊の一層の活動充実を図ってまいります。

青少年健全育成の推進につきましては、子どもの安全な居場所づくり及び様々な体験活動の推進により、地域ぐるみで子どもたちの健全な育成に取り組む体制づくりに努めてまいります。

次に、学校教育の充実についてでございます。

地域に開かれた特色ある学校づくりにつきましては、「学校へ行こう日（デイ）」、「持続可能な開発のための教育推進事業」、「にいはまスクールエコ運動」等を実施し、学校・家庭・地域が連携して特色ある学校づくりに努めてまいります。また、別子中学校につきましては、生徒の学力向上や、地域の活性化と結びついた魅力ある学校づくりを推進するため、少人数制による英語と理数教育に特化した学習カリキュラム等を実施する「別子中学校学び創生事業」に新たに組み込んでまいります。

社会変化に対応した多様な教育の推進につきましては、児童生徒の基礎的な学力の向上と定着を図るため、標準学力検査を実施し、客観的な学力の把握・検証を行い、指導方法の改善に役立ててまいります。

また、小中学校に派遣するALTを大幅に増員する等により、生きた英語教育の推進を図り、国際理解教育の充実と英語力の向上に努めてまいります。

さらに、別子銅山の近代化産業遺産について、体験活動を通して地域の発展に尽くした先人の功績を学ぶことにより、地域社会に対する誇りと愛情を育てるため、ふるさと学習に取り組んでまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、不登校、問題行動等の未然防止と早期対応のために、あすなる教室での活動のほか、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を深めるとともに、スクールカウンセラー、ハー

トなんでも相談員の拡充を図り、相談活動の充実に努めてまいります。

また、学級生活の満足度や意欲についてのアンケート（Q-U）を実施し、いじめや不登校などの問題行動等の未然防止と学級経営改善に役立ててまいります。

さらに、児童の学習習慣の定着と学力向上を目指して開設している「放課後まなび塾」については、条件整備が整った学校へ拡充を図り、放課後、児童が自主的に行う学習をサポートしてまいります。

教育施設・教育環境の整備充実につきましては、引き続き、屋内運動場等の非構造部材耐震対策事業及び、泉川小学校南棟校舎の大規模改修工事を実施いたしますとともに、ICT機器の整備を計画的に実施いたします。なお、大生院小学校プール改築工事につきましては、国の事業採択がございましたら、事業実施に向け取り組んでまいります。

また、学校給食の安全・安心を確保するため、給食施設の適正な維持管理を図るとともに、「学校給食衛生管理基準」に適合した施設に移行するための準備を進めてまいります。さらに、多子世帯の経済的負担を緩和するため、新たに市内の小中学校に3人以上の児童生徒が在籍している所得の低い世帯に対し、第3子以降の学校給食費の無償化を実施してまいります。

また、学校図書館の蔵書の拡充や新聞の配備を行い、調べ学習や図書資料を使った探究的学習ができる環境づくりを行うなど、学校図書館機能の一層の充実を図ってまいります。

幼児教育の推進につきましては、幼稚園の園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、就園奨励事業を継続してまいります。

次に、特別支援教育の充実についてでございます。

早期からの教育相談・支援の充実につきましては、「こども発達支援センター」を特別支援教育、発達支援の中核的機関とし、個別相談、幼稚園・保育園・小中学校などへの巡回相談、就学相談など地域における総合相談支援体制を充実させてまいります。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した個別の支援計画の作成、効果的な活用により、関係機関との連携を強化しながら、将来を見据えた支援を行ってまいります。

特別支援教育の充実・体制の整備につきましては、肢体不自由などの障がいのある幼児・児童・生徒が、就園・就学するにあたり、安全の確保など学校生活に支障をきたさないように、学校生活介助員を適正に配置して受入体制の環

境整備を図るとともに、支援の必要な児童の学習支援や学級運営の安定化を図るために、小学校に学校支援員を派遣してまいります。

地域生活における自立に向けた支援体制の整備につきましては、新居浜特別支援学校の分校として肢体不自由のある小・中学部、高等部の児童生徒を対象とした新居浜特別支援学校川西分校が開校いたしましたことから、これまで以上に共生社会の形成に向けた障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）の推進を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用を行ってまいります。

次に、芸術文化の振興についてでございます。

芸術文化活動の推進につきましては、昨年7月に開館したあかがねミュージアムにおいて、開館1周年を記念いたしまして、「（仮称）大アンデス文明展～東洋のマチュピチュの麓にて」等の展覧会や、鴻上尚史氏主宰の「虚構の劇団」公演など、優れた芸術作品等を鑑賞できる文化事業を開催いたします。また、プロの芸術家や地域の演奏家を学校などに派遣し、芸術文化を体験できる諸行事を開催してまいります。さらに、本年4月17日には、市民文化センターにおきまして、ゲストに本市出身の水樹奈々さんをお迎えし「NHKのど自慢」の公開生放送を行います。

芸術文化施設の整備・充実につきましては、総合文化施設、市民文化センターの必要な施設整備を実施し、利用者が安全・快適に利用できる環境づくりに努めてまいります。

また、郷土美術館で所蔵していた郷土資料につきましては、新たに市民文化センター内での展示活用を進めてまいります。

次に、スポーツの振興と競技力の向上についてでございます。

社会体育の推進につきましては、健康増進と地域の連帯感の醸成、子どもたちの健全育成を図るため、地域スポーツ育成事業に取り組むなど、いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めてまいります。

競技スポーツの振興につきましては、平成29年度のえひめ国体に向けて、新居浜市で開催される4競技についてリハーサル大会を開催するとともに、庁内実施本部を設置し、市民の皆様方と組織する実行委員会と連携して大会を運営してまいります。また、多くの本市選手が活躍できるよう競技力向上を図ってまいります。あわせて、愛媛県立新居浜東高等学校に、健康・スポーツコースが新設されますことから、専門競技の高度な運動技能を有する中学生の進路

選択の実現と、地域スポーツを支える優秀な指導者の育成を図るため、積極的に支援してまいります。

施設環境の整備につきましては、東雲市民プールに幼児用プールを新設するほか、体育施設の改修・修繕を計画的に実施し、市民が安全・快適に利用できるよう努めてまいります。また、えひめ国体に向け、選手の皆様が安全かつ快適に競技できるよう、市営サッカー場アップ場の整備を進めてまいります。

次に、近代化産業遺産の保存・活用の充実についてでございます。

別子銅山の近代化に携わった人々に学び、次世代へ伝承・発信を促進につきましては、本市の礎を築き、産業の近代化に大きな役割を果たした別子銅山を題材とした小説を出版するとともに、山田社宅における企画展、広瀬歴史記念館における特別企画展の開催を通じ情報発信を図るほか、市民を対象とした「自然散歩事業」、高校生を対象とした「別子銅山産業遺産創造塾」を開催し次世代への伝承を行います。

別子銅山近代化産業遺産の保存・整備の推進につきましては、旧広瀬家住宅内庭の整備を行い、庭園のもつ文化財的価値を高めるとともに、重要文化財旧広瀬家住宅のPRと保存活用に努めてまいります。また、旧端出場水力発電所の文化財としての保存活用計画を策定します。

フィールド6 自立協働

次に、フィールド6 自立協働について、申し上げます。

まず、安全安心な生活空間の形成についてでございます。

交通安全対策の推進につきましては、交通死亡事故の根絶を目指し、加害者にも被害者にもならないよう、新居浜市交通安全計画に基づき、子どもから高齢者までの各世代に応じた交通安全教室の積極的な開催や新居浜市交通指導員による街頭指導等を通じ、市民への交通安全意識の普及・啓発に努めてまいります。

防災体制の強化につきましては、自助・共助の大切さについての市民の意識を高めるため、地域オリジナルの防災マップづくりや地域の防災訓練等、地域の防災活動への支援、防災士の養成と地域での活動促進に努め、単位自治会レベルでの自主防災組織の結成を推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、指定避難所への資機材整備を行うとともに、高齢者等を対象とした家具固定器具の取付等を推進し、防災体制の強化に努めてまいります。

さらに、愛媛県が策定する国領川浸水想定区域図修正に合わせ、洪水ハザードマップを作成し市民へ周知してまいります。

安全安心のまちづくりの推進につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく国の基本指針等を踏まえ、空家等対策計画の策定に着手し、管理放棄住宅等への対応を行ってまいります。

次に、**消防体制の充実**についてでございます。

警防体制の充実につきましては、体験型防災センターを併設した防災拠点施設の建設を進めるため、基本設計・実施設計に取り組んでまいります。

また、迅速で円滑な災害対応などの強化を図るため、「消防自動車整備計画」に基づき、常備消防は、化学消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車をそれぞれ1台、非常備消防は、消防ポンプ自動車1台を更新整備いたします。

消防救急無線のデジタル化につきましては、全ての移行が完了し、更なる高度情報化の推進を図るため、適切な維持管理に努めてまいります。

予防体制の充実につきましては、危険物・高圧ガス規制に基づく保安、防災に関する指導の強化を図り、総合的な防火防災管理体制の確立を目指してまいります。

救急救助体制の充実につきましては、救急救命士、救急標準課程修了者の計画的養成及び救急資機材等を計画的に整備し、救急体制の充実強化に努めるとともに、複雑多様化する各種災害等に対応するため、専門職員の養成や各種資機材等の更新整備を計画的に実施してまいります。

消防団の活性化につきましては、地域の防災拠点としての消防団詰所の計画的な維持管理及び更新整備を図るため、5施設の消防分団詰所の耐震診断、耐震補強設計を行ってまいります。

次に、**消費者の自立支援と相談体制の充実**についてでございます。

消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化につきましては、複雑多様化している悪質商法、還付金詐欺、投資詐欺などの被害の早期解決や未然防止のため、消費者安全法に基づき設置している「消費生活センター」において、今後も持続的に相談体制の充実強化を図り、警察とも連携して市民への注意喚起を行ってまいります。

消費生活改善の意識啓発と情報提供につきましては、最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページや広報紙などを活用して情報提供を行うとともに、

「消費者のつどい」の開催や出前講座などにより、広い視点からの消費生活改善の意識啓発を行ってまいります。

次に、**男女共同参画社会の形成**についてでございます。

男女共同参画の意識の高揚につきましては、すべての女性が輝く社会を目指し、「男女共同参画推進条例」及び「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づき、市民団体と協働して、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報・啓発活動を行ってまいります。

また、女性の活躍促進や子育て等の両立支援に積極的に取り組む事業所を女性活躍等推進事業所として認証し、取組事例の広報や活動を支援するとともに、部下の私生活とキャリアを応援しながら、自らもワーク・ライフ・バランスを満喫する上司、いわゆる「イクボス」の育成にも取り組んでまいります。

DV対策の推進につきましては、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者に寄り添った相談活動の充実を図るとともに、相談員の力量を高め、被害者の自立に向けた支援に努めてまいります。

女性の政策・方針決定の場への参画促進につきましては、特に女性及び若年層の市民の意見をまちづくりに反省させるための討論会を開催するなど、男女が共にいきいきと暮らせる社会づくりを推進してまいります。

次に、**人権の尊重**についてでございます。

社会における人権・同和教育及び啓発の推進につきましては、新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、お茶の間人権教育懇談会、人権フェスティバル等の実施により、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

学校における人権・同和教育の推進につきましては、教職員の人権・同和教育観の確立と指導力の向上を図るとともに、人権問題について正しい認識を深め、差別をしない、させない、許さない、児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、校区别人権・同和教育懇談会を継続実施し、学校と家庭・地域が一体となった人権教育を推進いたします。

次に、**地域コミュニティの充実**についてでございます。

地域コミュニティ活動への支援につきましては、地域コミュニティの中心的役割を果たしている自治会活動を支援するため、自治会館の補修、放送施設等の新

設・修繕に対し補助を行ってまいります。また、LED化が完了した防犯灯について適正管理に努めるとともに、引き続き電気料金を市が全額負担することにより、単位自治会の活動支援につなげてまいります。

また、平成26年度に創設した地域コミュニティ再生事業交付金を活用して、コミュニティ活動の充実・活性化を図ってまいります。

自治会加入率については、引き続き連合自治会と連携して継続した加入促進活動を行い、加入率の向上に取り組んでまいります。

地域再生への体制づくりにつきましては、既存組織の地域活動の枠を越え、連携協力を促進する協議会型（ネットワーク型）のまちづくりを推進するため、地域自主組織について検討を進めるとともに、新たなまちづくりに取り組む地域に対し、要請に応じて職員が技術的支援を行う体制について検討を進めてまいります。

また、人口減少及び少子高齢化が著しい別子山地域におきまして、地域力の維持・強化並びに地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊事業を推進します。

移住・定住の促進につきましては、引き続き、移住相談窓口を開設すること等により、移住支援体制の整備・充実を図るほか、奨学金返済支援事業や松山市での市内企業の就職説明会の開催等により、本市へのU I J ターンを促進してまいります。

また、お試し移住や空き家バンクの制度を新たに創設することにより、移住希望者への支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、住宅取得や三世代同居・近居への支援を実施することにより、本市への移住・定住の促進を図るほか、首都圏在住のアクティブシニアの本市への移住を促進するため、関係機関と連携を図り、全国初となる企業城下町版CCRCの導入に向けた取組を進めてまいります。

次に、**多様な主体による協働の推進**についてでございます。

推進体制及び制度の整備につきましては、市民と行政が協働して公共施設の清掃・美化活動を行う公共施設愛護事業の活動支援を充実するとともに、協働事業市民提案制度などを活用して市民との協働事業の推進を図ってまいります。

中間組織への支援と連携強化につきましては、平成26年度に見直した新たな運営方法によりまちづくり協働オフィス事業を実施し、NPO間や市民活動

団体と行政の媒介役としての中間支援組織の役割や機能の充実により、市民活動の活性化や連携強化とみんなで話し合える場の創設を図るとともに、地域コミュニティの再生に向けた連携についても推進してまいります。

ボランティアの推奨につきましては、市民一人ひとりが、自らの手でよりよい地域や社会にしたいという思いや志をまちづくりに生かすため、出前講座などにより、人材の育成や活動の場の提供に努めてまいります。

NPO活動への支援につきましては、さまざまな分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら、その活動がさらに活性化されるよう側面的支援を行ってまいります。

次に、**国際化の推進**についてでございます。

国際交流の推進につきましては、友好都市である中国徳州市との友好関係を継続するとともに、市民と在住外国人が交流できる場を設けることにより、国際理解を図り、国際交流を推進してまいります。

多文化共生社会の推進につきましては、引き続き、外国人のための日本語教室の開催や外国人とのコミュニケーションを支援する日本語教師養成講座を開催するとともに、より多くの情報を多言語で翻訳して情報提供を進め、外国人の生活支援を行ってまいります。

また、防災情報や地域情報なども積極的に提供し、外国人の安全・安心、地域との結びつきを推進してまいります。

国際化を進める体制づくりにつきましては、引き続き、外国人対応窓口において、在住外国人や本市を訪れる外国人に対し、通訳や情報提供等の支援を行ってまいります。

また、外国人と市民の国際交流・理解を深める手助けとなる国際化ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、まちづくり協働オフィスにおける国際交流機能の構築や関係機関との連携を強化し、国際化に関する情報交換や情報共有を図ってまいります。

計画の推進

次に、計画の推進について、申し上げます。

まず、**開かれた市政の推進**についてでございます。

コミュニケーション型広報の推進・情報提供メディアの複合的な利活用につきましては、市政だよりや広報番組、ホームページをはじめ、フェイスブック

やツイッターなどを活用した情報発信、情報提供を積極的に行ってまいりますとともに、平成25年9月から運用を開始したスマートフォン対応の地域情報アプリの充実にも取り組んでまいります。

全国「にいほま倶楽部」につきましては、全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある方々にご支援を賜り、市政推進を図ってまいります。また、会員へのフォローアップにも努め、コミュニケーションを推進するため、東京・大阪・松山での交流会を開催するなど、ネットワーク構築と情報発信・収集に努めてまいります。

対話型広聴の推進につきましては、住民と一緒に課題解決に努め、市民との信頼関係を構築してまいります。また、多種多様化する市民ニーズに対応するため、モニター制度の充実に取り組んでまいります。

情報公開制度等の充実につきましては、審議会等の公開や審議会等委員の公募、市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施により、市政への参加を促進し、公正で開かれた市政の推進に努めてまいります。

次に、**効果・効率的な自治体経営の推進**についてでございます。

質の高い行政運営につきましては、平成28年度を初年度とする「新居浜市行政改革大綱2016」に基づき、権限、財源、人間の3ゲンの強化を改革の視点として、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を目指してまいります。

また、平成27年度に見直しをいたします「第五次新居浜市長期総合計画」に基づき、将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、後期5年間において、まちづくりの目標ごとの各種施策を着実に実施してまいります。

組織の効率化と職員の育成につきましては、自治体間競争が激しい地方分権時代に対応するため、組織の簡素化、効率性の向上、市民ニーズへの的確な対応、行政課題への迅速な対応を基本に、効果効率的な組織体制となるよう努めてまいります。

また、社会環境の変化が著しい今日、一步の遅れは、取り返しのつかない遅れにもつながりかねません。複雑・多様化が進む今日的課題にスピード感をもって対応するため、自治大学校、市町村アカデミー等、専門的研修機関への職員派遣、また、若手職員等を対象とする業務改善能力開発等に積極的に取り組むとともに、改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、能力及び実績に基づく信賞必罰の人事マネジメントを推進していくことにより、チャレンジ精神旺盛で、コス

ト意識を持ち、時代に即応してチェンジできる、いわゆる3C職員の育成を図ってまいります。

健全財政の維持につきましては、固定資産台帳及び複式簿記による財務書類の整備を進めますとともに、財政運営への活用に向けて検討を進め、健全財政の維持及び公平、公正な市政運営の推進に繋げてまいります。また、市有財産の有効活用を図るとともに、未利用地につきましては、売却処分を促進し財源の確保を図ってまいります。

市税徴収率の向上につきましては、現年課税分について、督促や催告、納税相談等を中心に、徴収業務の充実・強化を図ってまいりますとともに、滞納繰越分につきましても、滞納処分の強化を図りつつ、「愛媛地方税滞納整理機構」との連携強化を図ってまいります。また、差押、搜索をした不動産や自動車等のインターネット等による公売につきましても、積極的に取り組んでまいります。

また、税外債権の滞納につきましても、新居浜市債権管理計画に従って滞納整理を進めてまいります。また、全庁的な債権の管理につきまして、平成27年度に制定した新居浜市債権管理条例の規定に従い、適正に管理することにより、健全財政の維持及び公平、公正な市政運営の推進に繋げてまいります。

アセットマネジメントの推進につきましては、施設の長寿命化と更新費用の平準化による財政負担の軽減を図るため、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」に基づき、予防保全工事の実施に取り組んでまいります。また、本市における公共施設のあるべき姿を示し、複合化・集約化や統廃合による公共施設の量と質の見直しを進めるため、新たに公共施設再配置計画の策定に着手いたします。

広域行政の推進につきましては、ものづくりを共通の産業基盤とし、人口規模の近い新居浜市、西条市、四国中央市の三市が連携し、三市の愛称募集やポスター・パンフレット作成により情報発信・PRに努めるほか、三市全域の観光イラストマップ作成等により、スケールメリットを活かして、圏域全体の発展につながる施策を推進してまいります。

次に、情報通信技術の利活用と市民サービスの向上についてでございます。

行政機能の向上につきましては、1階フロア全体の改修が完了したことから、業務の見直しによる窓口業務のサービス向上を図るとともに、マイナンバー制度を見据えて行政事務の効率化に取り組んでまいります。

また、インターネットを利用した電子入札を、引き続き実施することにより、

公正で透明性の高い入札、契約事務を推進してまいります。なお、平成27年10月から、単独運用より経費的に有利な「えひめ電子入札共同システム」の共同運用に移行いたしましたことから、電子入札の施行範囲拡大に備え、電子入札管理システムの導入検討を進めてまいります。

情報セキュリティ対策の推進につきましては、マイナンバー制度の導入に伴い、改めてセキュリティ対策の再確認を実施し、基幹業務システム及び庁内LANのセキュリティ対策の確保と、情報漏洩の防止に努めてまいります。

次に、過疎地域及び離島地域の振興についてでございます。

平成27年度に新たに策定いたします「新居浜市過疎地域自立促進計画」及び平成25年度に策定いたしました「新居大島地域振興計画」に基づき、別子山地域及び大島地域における地域振興施策を着実に実施してまいります。

次に、新居浜市総合戦略の推進についてでございます。

昨年12月に策定をいたしました「新居浜市総合戦略」に基づき、スピード感を持って、積極的かつ大胆に施策を推進してまいります。また、地方創生有識者会議等を活用し、施策の進捗状況や数値目標、重要業績評価指標（KPI）の達成状況を検証することにより、本市の目指す「住みたい、住み続けたい、あかがねのまち」を実現してまいります。

おわりに

「百年の計、我にあり」

今春、別子銅山を舞台に、明治産業維新に挑んだ広瀬幸平と伊庭貞剛の半生を描いたドキュメンタリードラマが全国放送されました。

広瀬幸平は言いました。

「命に逆らいて君を利す。これを忠と謂う」

国家や社会の利益になることなら、あえて上の命令に逆らうことも辞さないという強い信念と覚悟を持ち、国家百年の大計を見据えて、日本産業の近代化に力を注がれた広瀬幸平、伊庭貞剛お二人の英知と偉大な功績に触れ、改めて先人の偉業に学ぶとともに、長い歴史の中で培ってきた「ふるさと新居浜の誇り（プライド）」を百年先の未来に継承していかなければならないとの思いを強くいたしました。

未来を切り開いていくことも忘れてはなりません。

「一年の計は、穀を樹うるに如くはなく、

十年の計は、木を樹うるに如くはなく、

終身の計は、人を樹うるに如くはなし」

これは、中国春秋時代、斉の宰相であった管仲の言葉です。

「一年先を考えるならば穀物を植えるのがよい。十年先を考えるならば木を植えるのがよい。そして、百年先を考えるならば、人を育てるべきである」

喫緊の課題への対応はもちろん重要であります。十年先、さらには百年先を見据えた「ふるさと新居浜」のあるべき姿とそこに暮らす人々の幸せを考えていかなければなりません。

新居浜市の歴史を振り返りますと、元禄4年（1691年）の別子銅山開坑以来、これまで「ものづくりのまち」として経済的、物質的な豊かさに重点を置いた取組が進められてまいりました。しかしながら、第二次大戦後の高度経済成長を経て、人間の生き方そのものが見直される中、「豊かさ」に対する考え方が、「物質・物の豊かさ」から「精神・心の豊かさ」を重視する考えに変わりつつあります。

折しも、昨年7月に、美術館や小劇場など本市芸術文化の拠点となる待望の総合文化施設「あかがねミュージアム」がオープンしました。さらに、来年、平成29年は市制施行80周年という新居浜市にとりまして記念すべき年を迎えます。また、時期を同じく平成29年秋には、「愛顔^{えがお}つなぐ えひめ国体」が新居浜の地においても開催されます。

こうしたことから、平成28年は、地域再生から地方創生へと取組を深化させていくにあたり、人々の生活に潤いと安らぎを与える「芸術文化」の振興と健康で生きがいのある暮らしができる「スポーツ」の振興を新たな着眼点とすることで、「心の豊かさ」と「ふるさと新居浜の誇り」を醸成し、これまでも増して、市民の皆さんが幸福で豊かな生活を実感できる市政を推進してまいり所存であります。

どうか、議員の皆様、市民の皆様におかれましても、「ともにつくろう笑顔輝く新居浜市」の実現に向けまして、チーム新居浜の一員として一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度 予算提案説明

次に、施政方針に基づきます平成28年度当初予算案について提案説明を申し上げます。

まず、一般会計予算についてでございます。

国におきましては、『一億総活躍社会』の実現及び『経済・財政再生計画』初年度における歳出改革の推進等を図ることとされております。

本市におきましても、こうした国の動向を踏まえ、今年度策定いたしました新居浜市総合戦略に掲げる地方創生の4つの基本目標であります「雇用創出と産業振興」、「定住人口・交流人口の拡大」、「結婚・出産・子育て支援と健康寿命の延伸」、「広域連携と時代に合ったまちづくり」を実現するため、具体的施策について事業化するとともに、少子高齢化や人口減少に対応した持続可能なまちづくりに向けた具体的な施策を推進するものとしております。

しかしながら一方では、財政の健全化にも配慮し、基金の有効活用など、自主財源に重きを置きながら重点化した予算といたしております。

一般会計予算の総額は、473億473万6千円で、前年度比13億5,004万6千円、2.8%の減となっております。

前年度よりも減少いたしましたのは、地方創生のための総合戦略関連予算の充実等の一方で、小学校大規模改造事業やマイントピア別子改修事業など、大型の普通建設事業費が減少したことなどによるものでございます。

次に、各種事業を賄う財源でございますが、特定財源は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、市債などで、前年度よりも7.6%減の159億9,051万8千円を見込んでおります。国庫支出金などは増加いたしておりますが、繰入金や市債などについて減少いたしましたことから、特定財源の構成比は、前年度より1.8ポイント低い33.8%となっております。また、地方債依存度につきましては、7.8%と、前年度の10.1%から2.3ポイント減少しております。これは、小学校債、地域活性化事業債などが減少したことなどによるものでございます。

年度末地方債残高見込みにつきましては、496億3,417万円となり、平成27年度末残高見込みより、5億8,881万円、1.2%減少するものと

見込んでおります。このうち臨時財政対策債は、218億4,251万3千円と、市債残高の44.0%を占める見込みとなっております。

また、繰入金につきましては、公共施設整備基金繰入金2億5,603万円のほか、別子山振興基金繰入金5,700万2千円など、特定財源として各種基金の活用を図っております。

次に一般財源でございますが、市税のうち、個人市民税につきましては、0.8%の減収を見込んでおります。また、法人市民税につきましては、円安と原油価格の下落による経済効果などにより、前年度当初予算比で1.9%の増収を見込んでおります。

これらにより市税全体では、前年度比1億165万7千円、0.5%増の185億8,855万4千円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、前年度よりも4億9千万円、8.2%減の55億1千万円を見込んでおります。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金12億3,028万円などを計上いたしております。

これらによりまして、一般財源総額は、前年度よりも4,217万3千円、0.1%減の313億1,421万8千円、構成比は66.2%となっております。

以上が一般会計予算の概要でございます。

国におきましては、平成28年度予算を、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策に基づく補正予算と一体的なものとして進めており、地方自治体におきましても、地方創生に直結する各施策を、迅速かつ着実に実行することが求められるものと考えております。

一方、地方財政計画においては、一般財源総額について、ほぼ平成27年度と同様の額を確保したうえで、昨年度に引き続き臨時財政対策債の発行を大幅に抑制するなど、一般財源の質の改善に向けた取り組みも行われております。

このため、地方創生関連施策などに、短期的・集中的に財源を投入することはもちろんでございますが、中長期的な視点も踏まえ、より効果・効率的な行財政運営を継続し、健全財政を堅持したいと考えております。

次に、特別会計につきましては、貯木場事業、渡海船事業、住宅新築資金等貸付事業、平尾墓園事業、公共下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び工業用地造成事業の全9会計、また企業会計につきましては、水道事業、工業用水道事業につきまして、それぞれの事業に要します事業費、事務費について特別会計で371億382万1千円、企業会計で38億5,411万円を措置いたしております。

以上で平成28年度当初予算の説明を終わります。